

2021年度（令和3年度） 肺炎球菌予防接種のお知らせ

あなたは、2021年度（令和3年度）の対象者となりますのでお知らせします。
肺炎の原因の一つである肺炎球菌の感染予防や重症化防止に効果があるものですが、
全ての肺炎を予防するものではありません。

- この通知は、2021年度（令和3年度）に対象となる人におのみお送りしています。
- この通知があっても、過去に1度でも肺炎球菌（ニューモバックスに限る）の予防接種を受けたことがある人は全額自己負担となります。

接種期間 2021年（令和3年）7月1日～
2022年（令和4年）3月31日

※この期間を過ぎると、全額自己負担（約8,000円）です。

接種回数 1回

実施場所 実施協力医療機関（別紙参照）

負担額 3,000円

※次のいずれかに該当する人は、個人負担金が免除になります。
接種を受ける前に【個人負担金免除の証明書】を取得して医療機関に提示してください。（証明書の具体は、裏面を確認してください。）

※次のいずれにも該当しない人は、証明書を取得する必要はありません。

個人負担金が免除になる人	市民税非課税世帯の人
	中国残留邦人等の支援給付受給世帯の人
	生活保護世帯の人

必要な物 同封の予診票（ベージュ色の紙）、健康保険証等

受け方 医療機関に接種希望日の前日までにご予約のうえ、体調が良い時に受診してください。

対象者 ●2021年（令和3年）4月1日から2022年（令和4年）3月31日までの間に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人
●60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人

問合せ先 福山市保健所 保健予防課 電話（084）928-1127



【個人負担金免除の証明書】

※接種を受ける前に医療機関に提示してください。接種後に提示しても個人負担金の免除はできません。

※取得方法等は別紙「肺炎球菌予防接種の個人負担金について」をご参照ください。

個人負担金免除の対象者	必要となる書類（証明書）
市民税非課税世帯 （世帯全員が非課税）の人 【右の①～③のいずれか】	①市民税非課税の証明書（高齢者予防接種用・健康診査用） 又は ②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ※後期高齢者医療被保険者証を持っている人で、市民税非課税世帯の人が福山市の後期高齢者医療担当課に申請した場合に交付されるものです。 ・接種日時点で、有効期限内のものに限ります。 ・コピーする必要はありません。 又は ③介護保険料決定通知書（又は特別徴収額決定通知書） ・所得段階が1～3段階に限ります。
中国残留邦人等の 支援給付受給世帯の人	④写真付の受給者証 ・接種日時点で、有効であるものに限ります。
生活保護世帯の人	⑤休日・夜間等受診票 ・接種日時点で、有効であるものに限ります。

【市外での接種】

予防接種は、住民票のある市町村で受けるのが原則です。やむをえず福山市外で接種する場合は、「予防接種券（広島県内で接種する場合）」又は「依頼書（広島県外で接種する場合）」が必要です。事前に【問合せ先】へご相談ください。

なお、広島県外で接種する場合、一旦全額ご負担いただきますが、申請により、一定の額を上限に払戻しをする制度があります。

福山市外の広島県内で受ける場合 ※事前に「予防接種券」の申請が必要	<u>「予防接種券」の申請時に「証明書」を窓口 に提示してください。</u>
広島県外で受ける場合 ※事前に「依頼書」の申請が必要	<u>依頼書による接種の後、払戻しの申請時に 「証明書」を窓口提示してください。</u>

【問合せ先】

保健予防課 電話：928-1127 松永保健福祉課 電話：930-0414
 北部保健福祉課 電話：976-1231 東部保健福祉課 電話：940-2567
 神辺保健福祉課 電話：962-5055